

〈原著〉

札幌市における肢体不自由教育の発展（４）

— 山の手養護学校つぼみ分校の実践を中心に —

今野 邦彦（藤女子大学 人間生活学部 子ども教育学科）

「札幌方式」「札幌モデル」と呼ばれる札幌市の肢体不自由教育について、札幌市における小学校の肢体不自由学級の存廃と、1983（昭和58）年度から1991（平成3）年度までの9年間開設されていた札幌市立山の手養護学校つぼみ分校における教育実践に注目して、文献資料による調査を行った。

調査の結果、つぼみ分校ではその前身である札幌市立美香保小中学校つぼみ学級の教育を継承しながらも、その教育課程編成、教育実践において試行錯誤を繰り返していたことが明らかになった。

また札幌市の肢体不自由教育の最大の特徴である訓練指導体制については、現職教員による資格取得という事業が開始されたものの、途中から方向性が見直され、理学療法士・作業療法士などの技術職員が重要なスタッフとして再認識されたことが示唆された。

キーワード：肢体不自由教育、札幌方式、札幌モデル、つぼみ分校

1. はじめに

全国的に「札幌方式」「札幌モデル」とも呼ばれる札幌市独自の肢体不自由教育指導体制について、今野（2018）は、その先駆けとなった札幌市立美香保小学校つぼみ学級（以下、つぼみ学級）の誕生について考察した。また今野（2019）は、つぼみ学級開設以降の教育の発展の要因について、その特色である、「指導体制」、「タクシー通学」、「嘱託医制度」、「交流教育」などの概要と確立までの経緯を分析した。

さらに今野（2020a）は、1979（昭和54）年の養護学校義務化、および1983（昭和58）年の分校化直前の二度にわたるつぼみ学級廃止の危機が、保護者の強い要求・運動によって撤回されたことに言及し、このつぼみ学級存続運動を支えたのが、「集団教育」と「訓練」という2つの重要な視点であり、存続運動においては、「集団教育」と「訓練」というつぼみ学級の歴史と実績を後退させてはならない、レベルダウンしてはならない、という保護者の強い共同の意志が存続への原動力となったことを示唆した。続けて、今後の課題として、つぼみ学級の発展的閉級に伴う1983（昭和58）年以降の山の手養護学校の分校としての教育について、また分校以外の肢体不自由学級について分析することを挙

げた。

全国的にも稀な指導形態と言われる札幌市の肢体不自由教育が、どのように発展し形成されてきたのかを分析することは、いわゆる「札幌方式」「札幌モデル」生成の流れを知るために意義があると考えられる。

2. 研究の目的と方法

本稿では、「札幌方式」「札幌モデル」といわれる札幌市の肢体不自由教育について、札幌市における小学校の肢体不自由学級の存廃、そしてつぼみ学級の流れを汲む山の手養護学校の分校における教育がどのように発展したのかを分析し、これが現在の指導体制にどのように継承されているのかを考察することを目的とする。

研究方法は文献資料に基づく調査を主とし、山の手養護学校の分校が開設されていた1983（昭和58）年度から1991（平成3）年度までの9年間に関する資料を中心に分析した。

3. 特殊学級の閉級

札幌市立の最初の肢体不自由学級は、1968（昭和43）

年、豊水小学校に設置された（札幌市と合併前の琴似町が開設した琴似小中学校の肢体不自由児学級を除く）。その後、1972（昭和 47）年に美香保小学校、および 1976（昭和 51）年に美香保中学校のつぼみ学級、札幌小学校（1976 年）、創成小学校（1977 年）に肢体不自由学級が設置された。札幌小学校、創成小学校の肢体不自由学級はいずれも開設から 5 年間で閉級となり、1983（昭和 58）年度の時点では、札幌市の肢体不自由学級は豊水小学校のみとなった。

札幌市教育委員会（1979）によれば、豊水小学校肢体不自由学級の対象児は「軽症な肢体不自由児」であり、「普通学級での教育が適当とされた者のうち、養護・訓練（特に機能訓練や職能訓練）を必要とする者を対象に通級指導」を行っていた。「児童の障害の程度および発達の状態に応じて、必要とする内容を選定し、個別に指導計画を立てている。通級回数や時間帯は保護者と相談し学校長が決めている」とある¹⁾。

また「この学級は通級制をとっており、他校よりも通って来る。この肢体不自由学級は、昭和 60 年度で閉級となる」（「豊水百年」1985 年）との記述の通り、豊水小学校肢体不自由学級は、通級児童が減少し、それまで自校や他校から通っていた児童の卒業とともに、18 年の歴史を閉じた²⁾。

これにより、1986（昭和 61）年度以降、札幌市の肢体不自由教育は、後述の山の手養護学校つぼみ分校で行われることになり、その後、現在まで札幌市は肢体不自由学級を設置していない。

全国の現状を見ると、肢体不自由学級はその歴史的背景等による偏在が指摘されている。札幌市と同じ政令市では、20 市のうち設置している市が 14 市、設置していない市が 6 市と対応が分かれている。札幌市教育委員会によれば、札幌市では肢体不自由のある児童生徒のうち知的障害がない者は通常学級へ、知的障害がある者は知的障害特別支援学級に就学している。これは分離よりも共生というインクルーシブ教育の「理念が重視されているためである。（今野 2020b）

そこで、ここからは、1980 年代中盤以降の札幌市の肢体不自由教育を推進することになった山の手養護学校つぼみ分校の教育について述べる。

4. 山の手養護学校つぼみ分校の開設

(1) 開校までの経緯

今野（2020a）が述べたとおり、存続問題に揺れたつぼみ学級は、1980（昭和 55）年 12 月に札幌市から「現行の市立山の手養護学校の分校として位置づける」という提案があり、つぼみ学級父母の会は、独立した市

立養護学校新設要求から、既存の養護学校の分校化容認へと方針を転換し、教育内容の維持・充実を求めることとなった。

1981（昭和 56）年の市議会では「市立養護学校を市独自で建てることは制度的に言っても困難なことから、将来的には、現在のつぼみ学級を山の手養護学校の分教室として、都心部の空き教室を利用するなどして教育を続けていく考え」が報告された。

その後、1982（昭和 57）年 10 月 12 日、札幌市議会本会議において、議案第 18 号「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決され、「つぼみ学級を山の手養護学校の小学部分校および中学部分校とすることとし、小学部分校は 4 月上旬に開校、中学部分校は当面は美香保中学校内に 4 月上旬に開校し、その後、中央中学校の一部改修を行った上、同校内に移転する予定」と決した。

これを受けて、北海道教育委員会は、1982（昭和 57）年 12 月 9 日、北海道教育委員会告示第 120 号において、札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校及びつぼみ中学部分校の設置を、昭和 57 年 11 月 26 日付けで認可。小学部分校は、中央区大通東 6 丁目（中央小学校内）に、中学部分校は、東区北 17 条東 5 丁目（美香保中学校内）に開設が認可され、定員は、小学部 40 名、中学部 20 名とされた。

こうして、これまでのつぼみ学級は、1983（昭和 58）年 4 月、札幌市立山の手養護学校つぼみ分校として新たなスタートを切ったのである。

(2) 開校による変化

児童生徒、職員数の変化を表 1 に示す。

1992（平成 4）年に刊行されたつぼみ分校の閉校記念誌には、小学部分校開校当初の職員のうち約半数、また中学部分校では 15 名中の 9 名が、肢体不自由教育あるいは重度重複障害児教育を担当するのが初めてであったと記されている。

表 1 からわかるように、両分校には新たに学校管理職である教頭が配置され、学級時代に配属されていた札幌市福祉部の管理職である主幹・課長・主査などが離職した。これにより、つぼみは分校化により、養護学校としての体制を整える方向性が強まったことがわかる。また、両分校には新たに養護教諭、事務職員が 1 名ずつ配属となっている。

教員数は、養護学校の教員定数による配置となり、中学部分校で大幅に増加している。福祉職員は教員定数外であるため、教員とは別枠で札幌市独自に配属された。

校舎は前述の通り、小学部分校が札幌市立中央小学

表 1 児童生徒数、職員数の変化（学校長を除く）

		1982年度	1983年度	1982年度	1983年度
		美香保小学校 つぼみ学級	山の手養護学校 つぼみ小学部分校	美香保中学校 つぼみ学級	山の手養護学校 つぼみ中学部分校
児童生徒数		38	34	10	13
教育職員数	教頭	0	1	0	1
	教諭	11	10	3	7
	養護教諭	0	1	0	1
	事務職員	0	1	0	1
	給食パート	1	1	1	1
福祉職員数	主幹・課長	1	0	1	0
	園長・主査	1	0	1	0
	理学療法士	1	1	0	0
	作業療法士	1	0	0	0
	物療士	1	1	2	2
	保健婦	6	3	1	0
	介護員	5	4	1	2
職員数合計		28	23	10	15

校内に移転、中学部分校は、中央中学校内に移転となったが、中学部分校は校舎改築を待って、8月までは美香保中学校内校舎で指導を開始した。

なお、この年の5月25日には、小学部分校訓練室で両分校合同の開校式が挙行されている。（図1）



図 1 1983（昭和 58）年 5 月 25 日 北海道新聞³⁾

5. つぼみ分校の教育実践

(1) 小学部分校の教育課程⁴⁾

開校時の小学部分校の教育課程表、日課表は、図2、図3の通りである。

小学部分校の初年度の教育課程は、基本的につぼみ学級時代のものを踏襲しており、「個別訓練」、「母子訓練」、「学習」、「個別学習」、「遊び・合同」の5領域が用いられた。学級編成については無学年制がとられ、個別指導とクラス学習、母子訓練と個別訓練という形で学習、訓練が行われ、個別指導と個別訓練はそれぞれ引き抜き形式で行われたほか、合同として全員で行う音楽、図工、体育があり、その他に集団遊びとしての遊びの時間が設けられた。

また、日課表にも示されているとおり、水・木曜日に半減登校日が設けられた。半減登校とは、児童を半数に分け、水・木曜日はどちらか1日だけ登校するというものである。児童にとっては「月・火・水・金・土」または「月・火・木・金・土」の週5日登校となる。つぼみ学級では毎週木曜日は全員が休業日であったが、これが半減登校という形にあらためられたので

ある。

つぼみ分校に入学することができる者は、学則により「自力で移動できない肢体不自由と肢体不自由以外の重度の障害が重複している児童又は生徒であって、通学に当たり常時付添いが可能な保護者が札幌市に居住しているもの」と定められており、児童生徒は保護者の付添いで登校していた。

また表1からわかるように、小学部分校と中学部分校では児童生徒数と教職員数の比率が大きく異なり、中学部分校では生徒と指導者がほぼ1対1で対応できたが、小学部分校では通常の授業に保護者（ほとんどが母親）が参加する場面が多かった。しかし「障害児にとっては保護者から離れて過ごす時間、すなわち母子分離の時間が重要である」との認識から、水・木曜日は児童数を半減し、児童と保護者を離して教職員のみで授業を行っていたのである。

学校行事としては、運動会、プール学習、学習発表会（つぼみ祭り）、一泊での療育旅行、中央小学校との交流行事、さらに雪中運動会も行われていた。

1988（昭和63）年からは校内宿泊学習が導入された。これは児童が保護者から離れ、教職員とともに学校に

養護・訓練	個別指導	0～2時限
	個別訓練	2～3時限
	学習	9時限
	母子訓練	2～4時限
	遊び	2時限
音楽・図工・体育・生活行事		1時限
学級指導		1時限
登下校指導		5時限

図2 小学部分校教育課程

	月	火	水	木	金	土
9:25	登校指導					
9:40	腰痛予防体操					
9:50	学級指導					
9:55	母子訓練 個別指導	学習 個別訓練	学習 個別訓練	母子訓練 個別指導		
10:25	排泄指導					
10:40	学習 個別訓練	学習 個別訓練	学習 個別訓練	学習 個別訓練	学習 個別訓練	学習 個別訓練
			11:10			
			11:25	排泄指導		
11:20	排泄指導		学習 個別訓練	学習 個別訓練	排泄指導	
11:35	学習 個別訓練	学習 個別訓練	11:55		学習 個別訓練	遊び
						学級指導
12:15	給食指導		給食準備		給食指導	下校指導
12:55	給食後片付け		給食後片付け		給食後片付け	
			13:25	排泄指導	排泄指導	
13:30	遊び 母子談話会	遊び 母子談話会	学習 個別訓練	学習 個別訓練	合同 (音図体)	
			13:55			
14:00	学習指導		学級指導	学級指導		
14:05	下校指導					
14:25						

*水曜日、木曜日は半減登校日で、半分ずつ登校

図3 小学部分校日課表

宿泊するという宿泊行事であり、前年まで実施していた自立訓練（日帰り）を発展させたものであった。

分校最後の年となる1991（平成3）年度には、児童数50名、職員数45名、学級数17となった。先述のとおり、児童数と同じ保護者が付き添っているため、教室が不足して玄関横に教室を設ける、また保護者の控室を移設するなど、校舎改築が進められた。

(2) 中学部分校の教育課程⁵⁾

中学部分校は開校から4か月間は美香保中学校に隣接した校舎で教育活動を展開した。このため春の運動会は美香保中学校グラウンド、夏のプール学習は美香保プールで実施したが、2学期からは中央中学校内の新校舎へ移転した。

初年度の教育課程はいわゆる教科担任制で、引き抜き形式で「個別学習」、「個別訓練」が行われたほか、生徒全員での「体育」、「音楽」、「美術」の時間があり、その他、「なかま」、「生活」といった科目も設けられた。

当初2年間はこの教育課程が用いられたが、より生徒の実態にあった教育を行うため、1985（昭和60）年度からは教育課程を見直し、「学習」、「訓練」、「単元学習」、「ホームルーム」の4領域で指導が行われることになった。

引き続き1986（昭和61）年度にも教育課程の大きな改訂があり、それまでの教科担任制に代わり学級担任

制がとられた。この結果、1クラスの生徒数・職員数ともそれぞれ3～4名という複数指導体制は変わらないものの、生徒の活動はほとんどが学級単位で行われるようになった。これは「重度障害児に対しては、多くの指導者が入れ代わり立ち代わり指導するよりも、登校から下校まで特定の指導者が一貫した指導を行う方が効果的である」という考えに基づいたものであった。

日課表も大幅に変更され、1校時に生徒全員が一斉に「訓練」の授業を受け、2・3校時が「学習」、その後給食を食べて下校という形が出来上がった（図4、図5）。

学校行事では、初年度に全学年で函館・大沼への修学旅行を3泊4日の日程で実施したほか、施設見学、社会見学、ミュージカル観劇、中央中学校文化祭見学、校外学習、施設体験入所などが行われるようになり、生徒の生活経験を拓げる機会が拡大した。

さらに生徒の生活経験の拡大と積極的な地域社会とのつながりを求めて、2つの新しい試みがなされた。一つ目は、校内宿泊学習（中学部1泊2日、高等部2泊3日）であり、二つ目は、運動会を通しての地域交流であった。地域交流では、生徒が町内の住宅を一軒一軒まわって案内状と礼状を手渡し、運動会への一般参加を呼び掛けた。

区 分		全学年
各 教 科	個 別 学 習	3
	音 楽	2
	体 育	2
	美 術	2
養護・訓練	個 別 訓 練	5
	生 活	6
	養護・訓練	4
特 別 活 動	H ・ R	3
	ク ラ ブ	1
合 計		28

図4 中学部分校教育課程

	月	火	水	木	金	土
9:00～9:20	登 校					
9:20～9:35	朝 の 会					
9:35～9:40	移 動					
9:40 ～ 10:25	1 校 時					
10:25～10:40	移 動 ・ 排 泄					
10:40 ～ 11:25	2 校 時					
11:25～11:35	移 動 ・ 排 泄					
11:35 ～ 12:20	3 校 時					
12:20～12:30	給 食 事 前 指 導					
12:30 ～ 13:35	給 食					
13:35～13:45	給 食 事 後 指 導					
13:45～14:00	帰 り の 会					
14:00～14:10	下 校					

図5 中学部分校日課表

6. つぼみ高等部分校開設

1979（昭和 54）年の養護学校義務制の施行に続き、1980 年代後半には義務教育終了後の生徒の高等部進学問題が取り上げられ、全国各地で養護学校高等部開設運動が展開された。

越野（2014）は、高等部希望者全入運動にふれる中で、養護学校義務制が実施された 1979（昭和 54）年に小学部 1 年生であった子どもが 9 年間の義務教育期間を経て 1988（昭和 63）年に中学部の卒業の年を迎えたが、当時は障害の重い子どもの高等部進学の道が険しかったことを指摘している。

この運動により全国的に養護学校の高等部が増設され、北海道の肢体不自由養護学校でも、1991（平成 3）年に函館、92（平成 4）年に真駒内（岩見沢高等養護学校に分離した旧高等部を除く）、93（平成 5）年に網走、94（平成 6）年に白糠、97（平成 9）年に旭川、98（平成 10）年に手稲、の各養護学校に続々と高等部が開設された。

つぼみ分校では、1987（昭和 62）年 7 月に父母の会が高等部設置署名運動を開始し、同年 8 月、札幌市議会（51,367 名）、北海道議会（60,982 名）に署名を提出するが、継続審議となっていた。しかし、その後の粘り強い働きかけが実り、平成元年 12 月 13 日、札幌市議会本会議第 4 回定例会において、議案第 7 号「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案」として、「中央区北 4 条東 3 丁目に、山の手養護学校つぼみ高等部分校を設置する」ことが全会一致で可決され、高等部分校設置が決定した。

また、高等部の開校に先立ち、1989（平成元）年度には、中学部卒業生を対象とした「追指導」が開始された。

追指導とは、1989（平成元）年 3 月に中学部分校を卒業し高等部進学を希望していた生徒に対し、1990（平成 2）年度開校予定のつぼみ高等部分校に至るまでの空白期間を作らないことを目的として行われたものであり、週 3 回の登校を基本としていた。追指導では、より生活に結びついた具体的な活動を学習の内容に据え、プール学習と調理学習を活動の二本柱として位置づけた。

1990（平成 2）年 2 月には、高等部の第 1 回入学選考が行われ、追指導を受けていた 3 名に加え、中学部卒業見込みの者 1 名、計 4 名の入学が許可された。

こうして、1990（平成 2）年 4 月、つぼみ高等部分校は 1 学級、生徒 4 名、教職員 9 名で、中学部分校に併設する形でスタートした。

つぼみ高等部分校の教育課程は、生徒の実態に鑑み、

	月	火	水	木	金	土				
9:00 ~ 9:20	登	校	ブ	登	校					
9:20 ~ 9:35	朝	の		朝	の	会				
9:35 ~ 9:40	移	動		移	動					
9:40 ~ 10:25	1	校	ル	1	校	時				
10:25 ~ 10:40	移	動・		移	動・	排	泄			
10:40 ~ 11:25	2	校		2	校	時				
11:25 ~ 11:35	移	動・	学	作	業	的				
11:35 ~ 12:20	3	校					3	校	時	
12:20 ~ 12:30	給 食 事 前 指 導									
12:30 ~ 13:35	給 食									
13:35 ~ 13:45	給 食 事 後 指 導									
13:45 ~ 14:00	帰 り の 会									
14:00 ~ 14:10	下 校									

図 6 高等部分校日課表

基本的には中学部分校と同一のものをういたが、高等部独自の教育内容を創り上げようという目的で、実際の生活に近いものを主体とした学習を取り入れた。具体的には、追指導の流れを汲むプール学習、調理学習、さらに学校祭に向けての粘土による作品作り、公共の交通機関を利用して通学する登校学習等であり、高等部分校としての教育のあり方を模索しながら様々な試みが行われた（図 6）。

翌 1991（平成 3）年度には、4 学級、生徒 11 名、教職員 18 名となり、大勢での集団活動も可能となった。

7. 訓練指導体制の課題

今野も「札幌市における肢体不自由教育の発展（2）—教育・福祉・医療の融合—（2019）」で述べているように、つぼみ学級の特徴は、教育委員会と福祉部が一体となった指導体制であった。福祉部職員が児童の身体機能の「訓練」を担当し、教員が「学習」を担当するという二本立ての指導体制が、「札幌方式」「札幌モデル」と呼ばれる札幌市の肢体不自由教育の源流となった。

また、つぼみ分校開設に向けて最大の課題となったのは、つぼみ学級と福祉部の切り離しであった。当時の札幌市教委は、分校開校後は福祉部の職員を引き揚げ、教員が訓練を担当することを提案したのである。交渉の結果、最終的には福祉部の職員が残り、児童生

徒の訓練を引き続き担当することになった（今野2020a）。

このような経緯からも、「札幌方式」「札幌モデル」の最大の特徴は、訓練指導体制であると言えよう。では、つぼみ学級からつぼみ分校までの訓練指導体制は、どのような経過をたどったのであろうか。

1972（昭和47）年のつぼみ学級開設時は福祉部所属の技術職員として保健婦3名が配置され、その後は、物療士も配置された。当時の技術職員らは、重度・重複障害児の訓練の参考になる資料や研修会も少なく、自ら様々な研修・研鑽を重ねて訓練技法の知識・技術を修得した。

つぼみ小学部分校には、1975（昭和50）年に技術職員として作業療法士が、そしてつぼみ学級最後の年である1982（昭和57）年には理学療法士が初めて配属となった。これにより、この年の美香保小学校つぼみ学級の技術職員は、理学療法士1名、作業療法士1名、保健婦6名、物療士1名、また美香保中学校つぼみ学級は、保健婦1名、物療士2名となった。

1983（昭和58）年のつぼみ分校開校時には、福祉部職員の引き揚げこそなかったものの、技術職員は小学部分校が9名から5名へ、中学部分校が3名から2名へと減員になっている。

この時の状況について、つぼみ小学部分校の「昭和58年度実践の記録」によると、「昨年までの大きな特色としては、市教委から教員、福祉部からPT、OT、物療士、保健婦等がそれぞれ派遣され、子どもたちの教育、訓練に携わってきました。今年度からは、原則として市教委一本で学校運営がなされる訳ですが、福祉部が一斉に手を引くことは、子どもたちの機能訓練面で大きくレベルダウンが起こることが予想され、当面暫定措置として訓練職員の一部が札幌市職員部から市教委に出向くという形で、PT、OT、物療士、保健婦2名の計5名が本校に派遣されてきております」とされている⁶⁾。

一方、つぼみ分校開校時には小学部分校に理学療法士の資格を有する教諭1名が北海道立の養護学校からの異動によって配置となった。また、開校3年目の1985（昭和60）年にも、理学療法士資格を持つ教諭が着任した。この教諭は1977（昭和52）年に美香保小学校つぼみ学級に新卒採用となり、4年間勤務した後に退職し、養成校に通って理学療法士資格を取得し、教員採用試験を再受験して合格。つぼみ学級の後身であり古巣とも言えるつぼみ分校教諭となった。

この2名の教諭は指導体制においては訓練担当として位置づけられていたが、職種としてはあくまでも教員であった。つまり、つぼみ学級当時には存在しな

かった「訓練」と「学習」をつなぐ役割を担っていたと考えられ、これがつぼみ学級とつぼみ分校の訓練指導体制の大きな違いとすることができる。

当時の中学部分校にはこのような教育と医療の「ダブルライセンス」を持つ教員はいなかったが、札幌市教委は、1986（昭和61）年、下記の事業を開始した⁷⁾。

「昭和62年度特殊教育PT・OTに関する研究委託」（準備のため61年度から実施）

1. 目的：重度・重複障害児の養護・訓練指導の充実を図るため、専門機関への派遣を行い研修及び訓練技能の研究・習得等を市立山の手養護学校分校担当教員に委託して、その成果を他の教員に交流・普及し、特殊教育指導力の向上に資する。
 2. 委託者：札幌市教育委員会
 3. 研究課題：重度・重複障害児の養護・訓練指導の在り方についての研究、及び訓練技能の習得。
 4. 研究委託の対象：札幌市立山の手養護学校つぼみ分校担当教員
 5. 研究委託の期間及び研究の場所：研究委託の期間は3年間とし、その間専門機関での訓練技能の研究・習得を行う。専門機関とは、札幌医科大学衛生短期大学部、又は、北海道大学医療技術短期大学部とする。
- （中略）
12. 研究委託にともなう服務等の取扱い：公務（職務命令による派遣研修）として扱う。

これは、つぼみ分校の現職教員を養成校に研修として派遣し、理学療法士または作業療法士の資格を取得させた後、現場に復帰させて訓練技能の普及に資するという全国的にも例のない画期的なプロジェクトであった。

この事業は、実際には1988（昭和63）年4月から開始され、つぼみ中学部分校教諭1名が、札幌医科大学衛生短期大学部理学療法学科に派遣され、3年間の長期研修という形で大学に通い、理学療法士資格を取得してつぼみ中学部分校に復帰した。これによって、つぼみ分校全体としては、理学療法士資格を持つ教諭は3名となった。

なお、訓練を担当する技術職員の内訳は、保健婦・物療士から理学療法士・作業療法士へと徐々に配置換えが進み、つぼみ分校最後の年となる1991（平成3）年の、小学部・中学部・高等部を合わせた技術職員の内訳は、理学療法士3名、作業療法士1名、保健婦3

名、物療士1名であった。

しかし、前述の事業は、その後二人目の研修派遣を実施するには至らず、つぼみ分校の現職教員に理学療法士・作業療法士の資格を取得させて、訓練指導の充実を図るという方向性は見直されることとなった。

この結果、分校開校当時に取り沙汰されていた技術職員の引き揚げという声は聞かれなくなり、技術職員は、将来にわたってつぼみ分校を構成する重要なスタッフであるということが再認識されたのである。

これが、現在も続く「札幌方式」「札幌モデル」、すなわち札幌市の技術職員が常勤・フルタイムで児童生徒の指導にあたるという指導体制を確固たるものとするターニングポイントであったといえることができる。

8. 分離、新設養護学校へ

さて、つぼみ分校開設は札幌市の肢体不自由教育にとって大きな前進であったが、教育実践を進めていくうちに課題も明らかになってきた。その一つが校舎の狭隘化であった。

中央小学校内にあった小学部分校は1991（平成3）年度には、児童数50名、職員数45名、中央中学校内の中学部・高等部は、合わせると生徒数22名、職員数40名であった。小学部分校は開設以来1989（平成元）年度までは、毎年7～8学級で推移していたが、1990（平成2）年には11学級、1991（平成3）年には15学級と急増していた。中学部・高等部分校は1989（平成元）年の追指導開始以来、毎年学年増による生徒増があった。また、前述のとおり、児童生徒数と同数の保護者も学校に付き添っており、いずれの校舎も、つぼみ分校開設当時の数倍の人数で溢れることになった。

つぼみ分校開校記念誌（1992）によると、当時の小学部の様子は「児童数の急激な増加により、学級増、職員増もかつてない速さで進んだ、それが新校舎建設への要因となったのであり、山の手養護学校からの独立そして新設養護学校の誕生というまさに激動の時代といっておいだろう」、また中学部・高等部については、「校舎内は賑やかさを増したが、その反面、学校施設の拡張も望まれた」とある⁸⁾。

しかし、従来から札幌市は新設養護学校の建設には消極的であり、1988（昭和63）年の市議会でも「他の政令指定都市は、肢体不自由、発達遅滞も含め市立を中心に養護学校を設置し、小中高の一貫教育が行われ、大きな成果を上げております。本市においても市立養護学校を増設すべきであります。いかがでありますか」という質問に対し、教育長は、「本市の養護学校の増設についてであります。ご承知のとおり、

本市は、毎年相当数の小中学校を新設するなど、義務教育の整備に最大の努力を払わなければならない状況にあることから、市立養護学校の増設については、きわめて困難であります。本来、養護学校は、道に設置義務があり、基本的には道が対応すべきものと考えますので、今後とも道に対して強く要望してまいりたいと考えております」と答弁している。（昭和63年12月7日、札幌市議会本会議 第4回定例会⁹⁾）

しかし、分校の現場からも教育活動上の支障を訴える声が多く、学校長もつぼみ分校から独立した養護学校として学校経営をすることを緊急課題として、1991（平成3）年、札幌市教委に諮問した。これを受けて同年8月、当時の教頭が開校事務取扱として任命され、新しい肢体不自由養護学校を設置すべく、校舎建設、教育内容についての具体的な準備、検討に入った。

以上の経緯を踏まえ、1991（平成3）年の札幌市議会本会議第4回定例会では、議案第13号「札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案」について「障害児に対する教育の一層の充実を図るため、山の手養護学校からつぼみ小学部分校、つぼみ中学部分校およびつぼみ高等部分校を分離し、これらを合わせて新たに一つの養護学校を設置する。この養護学校は、明年度4月上旬に開校の予定」という分離・新設の方向が打ち出された¹⁰⁾（図7）。

これについて、札幌市議会小史（1996）は、「山の手養護学校の分校としての設置形態では、全校体制による障害の特性に即した教育の深化、充実が困難であることから、新校舎の建設に伴い、平成4年につぼみ分校は廃止され、あらたに豊成養護学校が開校されることになった」と記している¹¹⁾。

こうして山の手養護学校つぼみ分校は、1992（平成4）年、札幌市立豊成養護学校として生まれ変わった。

9. おわりに

本稿では、札幌市の肢体不自由教育について、肢体不自由学級の存廃と、現在の学校体制の基礎となった札幌市立山の手養護学校つぼみ分校の教育に焦点をあてて考察した。つぼみ分校は、その後、豊成養護学校として新たなスタートを切ることになったが、現在へと続く「札幌方式」「札幌モデル」と呼ばれる肢体不自由教育はどのように発展したのか、今後は豊成養護学校での教育実践、訓練指導について考察することを課題としたい。



図7 1991（平成3）年8月14日 北海道新聞¹²⁾

引用文献

- 1) 札幌市教育委員会：昭和54年度札幌市の障害児教育，1979.
- 2) 「豊水百年」編集委員会：「豊水百年」，p123，1985.
- 3) 北海道新聞夕刊 1983.5.25. 「つぼみ分校が開校」
- 4) 札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校：学校要覧，1983
- 5) 札幌市立山の手養護学校つぼみ中学部分校：学校要覧，1983.
- 6) 札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校：昭和58年度実践の記録，p2，1984.
- 7) 札幌市教育委員会：昭和62年度特殊教育PT・OTに関する研究委託実施要領，1986.
- 8) 札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校・中学部分校・高等部分校：札幌市立山の手養護学校つぼみ分校閉校記念誌「つぼみ、花咲く時」，p14，1992.
- 9) 札幌市議会：昭和63年第4回定例会札幌市議会会議録，p76，1989.
- 10) 札幌市議会：平成3年第4回定例会札幌市議会会議録，p5，1992.
- 11) 札幌市議会：第18期札幌市議会小史，p225，1996.
- 12) 北海道新聞朝刊 1991.8.14. 「重度障害児対象の

つぼみ養護学校 来週開校へ工事開始

参考文献

- 1) 今野邦彦：札幌市における肢体不自由教育の発展—つぼみ学級の誕生—，藤女子大学 QOL 研究所紀要，13，pp87-96，2018.
- 2) 今野邦彦：札幌市における肢体不自由教育の発展（2）—教育・福祉・医療の融合—，藤女子大学 QOL 研究所紀要，14，pp25-32，2019.
- 3) 今野邦彦：札幌市における肢体不自由教育の発展（3）—養護学校義務化とつぼみ学級存続問題—，藤女子大学 QOL 研究所紀要，15，pp15-23，2020a.
- 4) 札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校 PTA・つぼみ中学部分校 PTA：つぼみ 11 年そして新たなる出発，pp114-116. 1983.
- 5) 今野邦彦：札幌市における肢体不自由教育の現状と課題—「肢体不自由学級」に注目して—，日本特殊教育学会第 58 回大会発表論文集，P4-15，2020b.
- 6) 越野和之：特別支援学校高等部をめぐる近年の諸問題，障害者問題研究，42，pp2-9.
- 7) 北海道札幌市立豊成養護学校：北海道札幌市立豊成養護学校開校 10 周年記念誌「飛翔」，2002.

Development of Education for Physical Handicapped in Sapporo City (4)

— Educational practice at the Tsubomi Branch School
of the Sapporo Yamanote Special School —

Kunihiko KONNO

(Department of Early Childhood Care & Education, Faculty of Human Life Sciences, Fuji Women's University)

I have conducted surveys on education for people with physical disabilities in Sapporo—referred to as the Sapporo System or Sapporo Model—based on literature and documents focusing on the following points: (1) the continuation or abolition of classes for elementary school children with physical disabilities in Sapporo; (2) educational practice at the Tsubomi Branch School of Sapporo Yamanote Special School that was in operation for nine years from 1983 to 1991.

These surveys revealed that the Tsubomi Branch School had implemented the process of trial and error for curriculum organization and educational practice while taking over the educational system adopted by Tsubomi Class (the predecessor of Tsubomi Branch School; literally, “bud class”) at Sapporo City Mikaho Elementary School.

The Qualification Acquisition by In-service Teachers project was launched to reinforce the training and instruction system, which is the most distinctive feature of education for people with physical disabilities in Sapporo. However, the direction of this project was reviewed midway through, indicating that technical personnel such as physical and occupational therapists were reacknowledged as important staff.

Key words: Education for Physically Handicapped, Sapporo System, Sapporo Model, Tsubomi Branch School